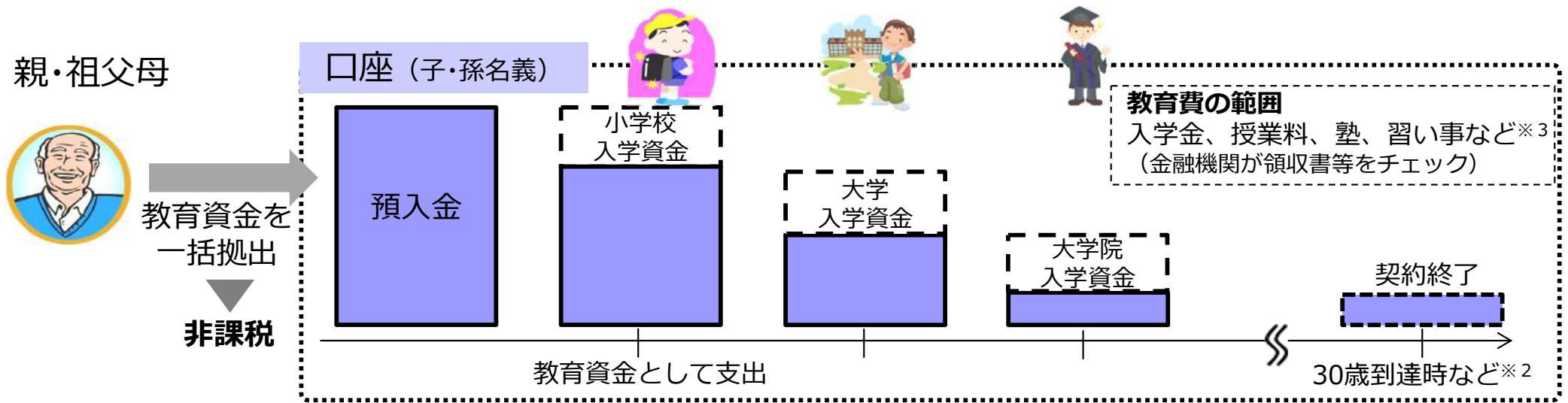


教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- **概要** 要：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に教育資金を一括して拠出した場合には、**1,500万円まで非課税**とする。
- **適用期間**：平成25年4月1日～令和5年3月31日
- **受贈者**：子・孫（0歳～29歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時**：死亡時の残高を相続財産に加算※1
- **契約終了時**：残高に対して、贈与税を課税



※1 受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外。

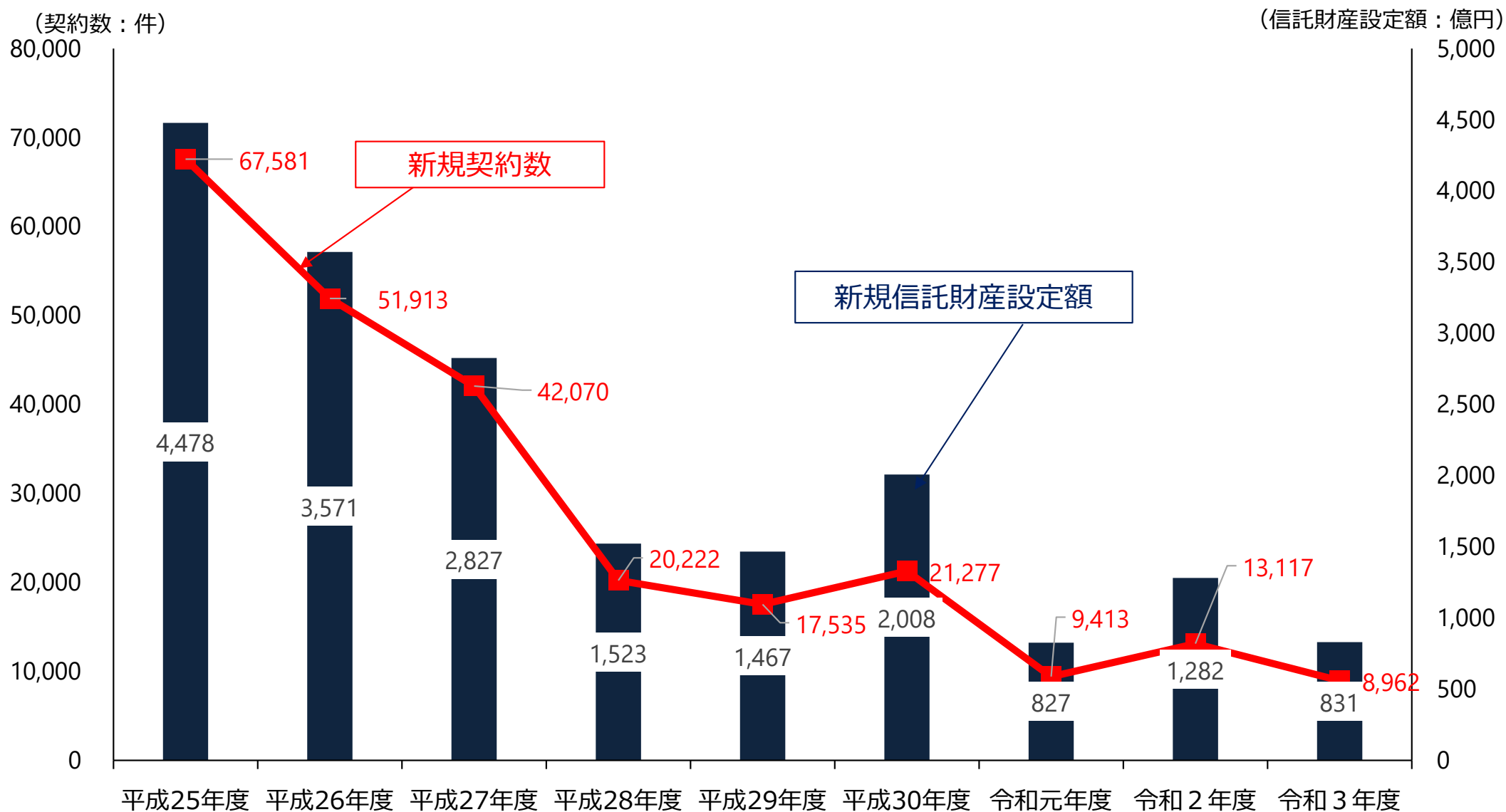
※2 (1)30歳に達した日（学校等に在学・教育訓練を受講中の場合を除く）、(2)30歳に達した日後に年間で学校等に在学・教育訓練を受講した日があった年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産等がなくなった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

※3 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用に限定。

（参考）令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：25万2,090件、信託財産設定額：約1兆8,814億円

教育資金贈与信託の受託状況

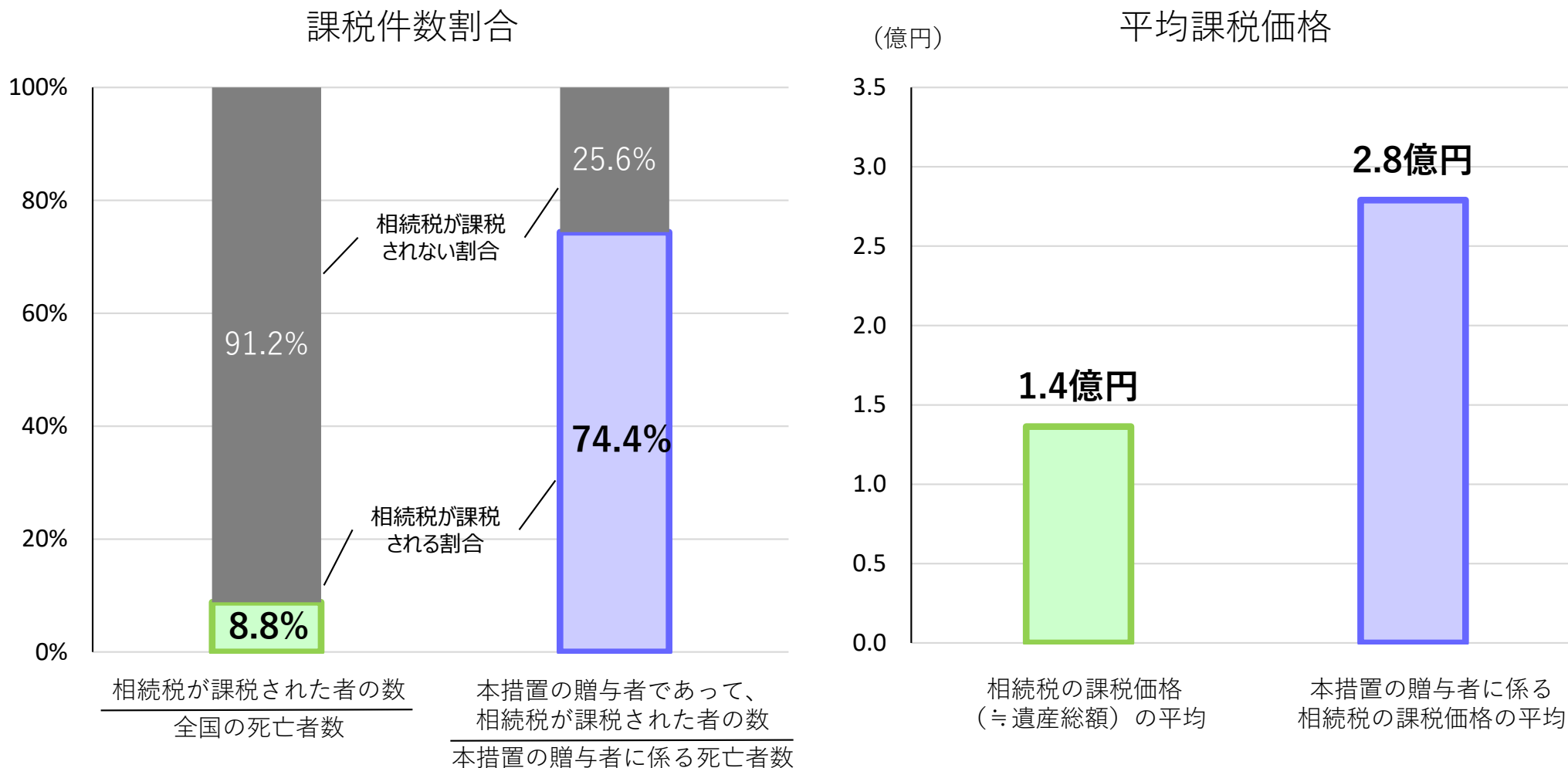
- 利用実績は、延べ252,090件、1.88兆円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で8,962件、831億円（R4.3時点）



(注) 信託協会公表の実績による。

教育資金の一括贈与に係る非課税措置の適用実態

- 実際の申告データ等を基に分析したところ、教育資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者が亡くなった際に、相続税が課税される割合は約74%（一般に相続税が課税される割合は8.8%）。
- また、同措置を活用した贈与者に係る相続税の課税価格（≒遺産総額）の平均は2.8億円（一般の課税価格の平均は1.4億円）。



(参考) 教育資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者の情報と相続税申告データ (令和2年分) 等から作成。
 (出典) 主税局調べ。

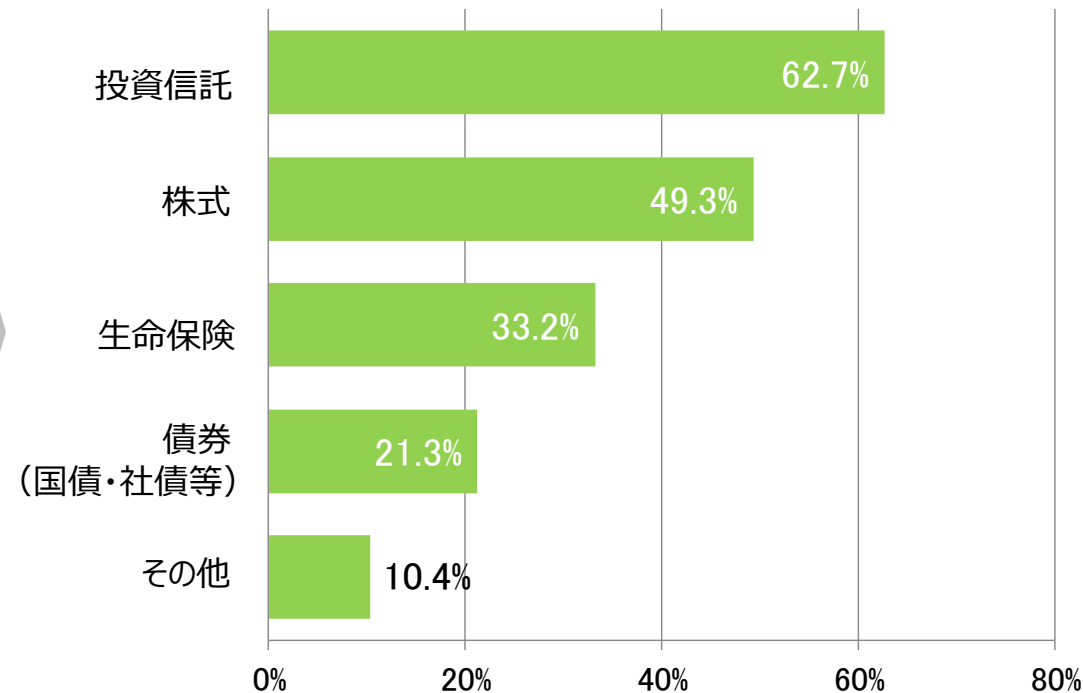
教育資金贈与による負担軽減分の利用方法

- 本制度を利用した贈与（これまでの累計）のうち、祖父母・曾祖父母から孫への贈与が98%（主税局調べ）。
- 業界団体によるアンケート調査（対象：親権者等）によると、本制度を利用した贈与によって、教育資金の負担が軽減された分について、「将来に備えて資産形成を行いたい」との回答が48%。
- 孫に対する教育資金贈与の一部が、経済実態上、親の資産形成に活用されていることがうかがわれ、親に対する資産移転として機能している可能性。

Q. この商品（制度）によって教育資金の負担が軽くなった分を、どのように利用したいと思いますか。（複数回答可）

さらに充実した教育を受けさせたい	60.8%
将来に備えて資産形成を行いたい	48.1%
他の支出（※）に充てたい	37.7%
その他	1.6%

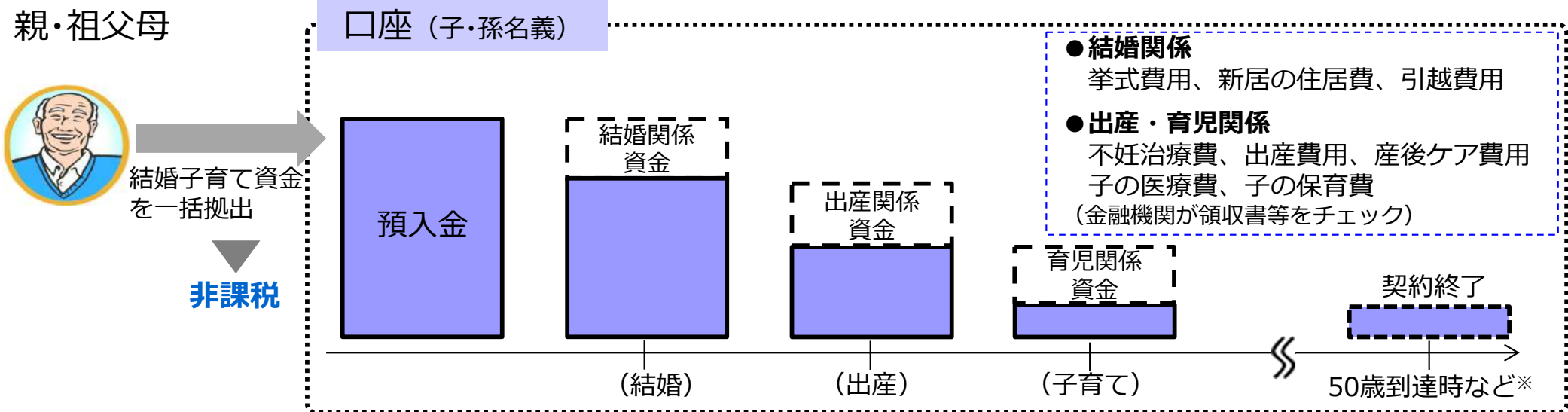
Q. （「将来に向けて資産形成を行いたい」と答えた回答者に質問）資産形成にあたってどのような運用方法を予定していますか。（複数回答可）



※他の支出：生活費、旅行・レジャー等遊興費、耐久消費財（家具、家電、自動等）
住宅の取得・増改築等

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- **概 要**：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、**1,000万円まで非課税**とする。
- **適用期間**：平成27年4月1日～令和5年3月31日
- **受贈者**：子・孫（18歳～49歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時**：死亡時の残高を相続財産に加算
- **契約終了時**[※]：残高に対して、贈与税を課税



※ (1) 50歳に達した日、(2) 信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

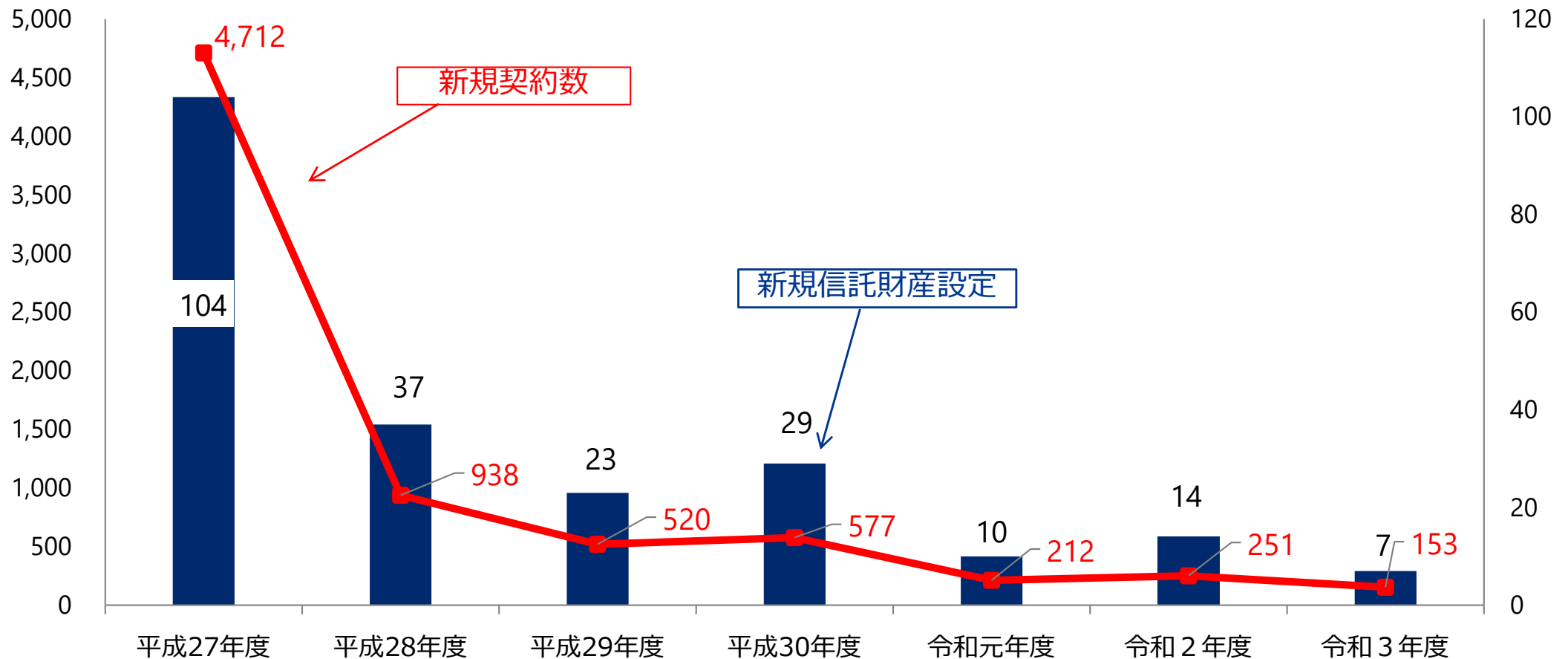
(参考) 令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：7,363件、信託財産設定額：約224億円

結婚・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ7,363件、224億円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で153件、7億円（R4.3時点）

(契約数：件)

(信託財産設定額：億円)



(注) 信託協会公表の実績による。